

平成 19 年 9 月 14 日

**住宅ローン借り換えに伴う団体信用生命保険の加入時に、病歴等を告知しなかったため、  
被保険者の死亡に際し、告知義務違反により保険金が支払われないトラブル**  
(国民生活センター消費者苦情処理専門委員会小委員会)

独立行政法人国民生活センター消費者苦情処理専門委員会は、平成 19 年 5 月 15 日付で、国民生活センター理事長から、「住宅ローンの借り換え契約に当たり、金融機関は、団体信用生命保険の脱退及び再加入に伴うデメリットに関して、契約上の説明義務を負うかについて」の検討を諮問された。

本小委員会は、消費者苦情処理専門委員会委員長の指名によって、平成 19 年 6 月 6 日以降 3 回に渡って審議を行い、苦情処理にあたっての考え方として、以下のように助言を取りまとめたので報告する。

独立行政法人国民生活センター  
消費者苦情処理専門委員会小委員会  
委員長 後藤 卷則  
委員 桜井 健夫  
委員 平野 裕之

## 1. 諮問案件

標記トラブルに関して、住宅ローンの借り換え契約に当たり、金融機関は、団体信用生命保険の脱退及び再加入に伴うデメリットに関して、契約上の説明義務を負うかについての検討

## 2. 消費者苦情事案

### (1) 事案の概要

平成 11 年にマンションを購入し、住宅金融公庫から住宅ローンを借り入れ、返済してきた。

平成 17 年に、A 銀行（地方銀行）の行員から住宅ローンの借り換えを勧められた。あまりに何度も勧誘があったため「しつこい」と夫が怒ることもあり、ずっと断ってきた。しかし、夫の勤務先と私の勤務先が A 銀行と同じビルにあり、最後は断りきれず、同年 10 月、A 銀行の窓口で借り換えの契約を行った。その際、行員の指示に従って、いくつもの書類に署名・捺印をした。そのなかに保険契約書（告知書）もあった。夫は前月（9 月）から肝硬変で通院、投薬治療を受けていたが、夫も私も保険加入時の「告知義務」について重要

であるとの認識がなかったので、告知書に病歴を記入しなかった。

翌年（平成 18 年）5 月、夫が食道静脈瘤出血、肝硬変で死亡した。その後、保険会社（B 生命保険会社）が調査をし、告知義務違反があったとして、銀行への保険金の支払いを拒否した。その結果、今後も住宅ローンを支払い続けることになった。

友人から、もし借り換えをしていなければ最初の借り入れ時に加入していた団体信用生命保険から保険金が支払われたのではないかと言われた<sup>(注1)</sup>。また、借り換え時に行員は「利率がよい」「保険料の負担はない」などとメリットばかりを説明し、借り換えに伴うデメリット（告知が重要なこと、告知義務違反をすると保険金が支払われないこと、借り換えをすれば最初の借り入れの際の団体信用生命保険は脱退となり、その後の保障は受けられないことなど）に関する説明はまったくなかった。

借り換えのデメリットについて説明があれば、借り換えはしなかった。銀行にはこうした説明をする責任はないのか。

（債務者・被保険者：50 歳代（死亡時）男性、相談者：男性の妻、50 歳代）

（注 1） 「最初の借り入れ時にも告知義務違反をしているが、契約時からすでに 2 年以上が経過しているため、約款の規定により、保険会社から契約は解除できず、被保険者の死亡に伴い、保険金が支払われたはずである」という趣旨。

## マンション購入前の病状と死亡に至るまでの経緯

- ・平成 11 年 7 月～8 月 肝腫瘍の疑い・アルコール性肝障害で約 20 日間入院（C 病院）
- ・平成 11 年 8 月～平成 14 年 9 月 月に 1 回程度の通院
- ・平成 11 年 9 月 マンション購入、住宅金融公庫から住宅ローンを借り入れる。この際、団体信用生命保険加入時の告知に当たり、病歴を告知せず。
- ・平成 17 年 9 月～平成 18 年 4 月 肝硬変で通院、投薬治療（D 病院）
- ・平成 17 年 10 月 住宅ローン借り換え（A 銀行）、団体信用生命保険（幹事会社：B 生命保険会社）の加入に際し、病歴を告知せず。
- ・平成 18 年 5 月 食道静脈瘤出血、肝硬変で死亡

## （2）事案の経緯

### 1）A 銀行への事実確認

- ・「興味がある」との話を消費者から聞いて勧めたものであって、当行から無理に勧めたという経緯はない。
- ・当行行員による説明は適切に行われた。
- ・団体信用生命保険加入時の「告知」に際し、当行行員が「風邪薬程度なら告知書に記入する必要はない」と説明しているが、それは消費者が風邪のために契約日を変更したという経緯があり、そのことを説明したまでのことであり、当行行員が消費者の病

歴を知っていたわけではない。

- ・消費者は最初の住宅ローン契約時に既に発病しており、その際にも告知義務違反をしている。

## 2) 幹事生命保険会社（B生命保険会社）、(社) 生命保険協会へのヒアリング

### B生命保険会社

- ・銀行員は、生命保険募集人の登録はしていない。
- ・保険業法上、銀行員が告知の重要性について説明する義務はない。
- ・実際の事務としては、銀行員用の手引きがあり、案内するようにしている。

### 社団法人生命保険協会

- ・団体信用生命保険について、当協会としては、窓口銀行に説明することを求めている。
- ・資料<sup>(注2)</sup>を消費者に渡し、消費者にその資料を読んでもらうことで、内容を理解してもらっている。

(注2) 現在使用されている説明資料(平成19年7月改訂版)「団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」では、「契約概要」「注意喚起情報」と2章に分けて、さまざまな事項に関する説明を加入申込者に対して行っている。

「注意喚起情報」の章では、「1. 告知に関する重要事項」についての説明が並ぶが、その中に「借り換え融資について」という項目があり、以下のとおり、注意喚起がなされている。

「借り換えにより新たな融資をご利用される場合には、借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険から脱退となり、あらためて団体信用生命保険にご加入いただくこととなりますので、借り換え日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方が新たな保障開始日となります。

借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はいたしませんので十分にご留意ください。」

なお、本件契約締結時に銀行担当者から渡された説明資料には、「契約概要」「注意喚起情報」といった目を引くような説明はなく、申込書兼告知書の裏面に書かれた「団体信用生命保険のご説明」というA4判一枚のスペースに10項目の説明が並ぶが、その中の「3. 保障開始日について」で以下のような説明があった。

「保障開始日は、借入日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方となります。

借り換え融資の場合は、あらためて団体信用生命保険契約にご加入いただくこ

とになりますので、借り換え日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方が新たな保障開始日となります。

このため、借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はいたしませんので十分ご注意ください。」

### 3. 小委員会の結論

住宅ローンを与信する金融機関（本件ではA銀行）は、①借り換えにより、団体信用生命保険が新たな契約になり、前回の保険が失効すること、および、②借り換え時の健康状態によっては新たな団体信用生命保険契約は締結されない可能性があること、③新たな団体信用生命保険の加入に際して告知義務違反があると保険の利益を享受できなくなるリスクがあることについて説明義務を負う。また、金融機関と一体となって団体信用生命保険の運用を行っている保険会社も、金融機関と共同して、この説明のための適切な書面作成など、共同して金融機関による説明を助けるべき義務を負うと考えるべきである。

このような考え方を前提とすれば、A銀行ないし保険会社の説明義務違反により消費者は保険金相当額の損害を被ったことになるから、消費者は保険金相当額の損害の賠償を請求できる。すなわち、前回のローンがそのままであれば、今回の被保険者の死亡があっても、ローンが保険により完済しえたという利益を失わせたとする損害を与えたことになるため、不法行為ないし契約締結上の過失を理由に損害賠償請求することができる。ただし、この損害賠償が認められるとしても、消費者も病歴について告知義務違反をしているから、相当額の過失相殺がなされるべきである。

### 4. 理由（法的考察）

#### （1）問題の所在

##### 1) 説明義務の内容と保険会社、A銀行の法的地位

本件において消費者は、住宅ローンの借り換えの際の団体信用生命保険加入時に、病歴を告知していない。その結果として、告知義務違反により保険金が支払われないという事態になっている。

もしこの借り換えをしなければ、消費者は、最初の融資時の団体信用生命保険を使えたのであるから、消費者が、このような借り換えに伴うデメリットを認識していれば、借り換えをしなかったはずである。

このような事情に照らすと、保険会社ないしA銀行は、借り換えに伴うデメリットについて説明義務があるのではないかと、問題となる。

このデメリットとしては、①借り換えをすれば、最初の借り入れの際の団体信用生命保険は失効すること、②借り換え時の健康状態によっては新たな団体信用生命保険契約は締結されない可能性があること、および③借り換えの際に告知義務違反があれば、保険金が支払われないこと、が考えられる。

これらの説明義務を保険会社ないし住宅ローンを与信する金融機関が負うかどうかについては、本件における保険会社およびA銀行の法的地位を検討する必要があるが、その前提として、団体信用生命保険の仕組みについて理解する必要がある。

そこで、まず団体信用生命保険の制度そのものについて理解した上で、本件における当事者の法的地位をみていく。

## **2) 説明義務違反の救済方法**

消費者に告知義務違反がある場合、保険会社は保険契約を解除でき、その結果、保険金は払われないことになるのが通常であるが、本件では、A銀行ないし保険会社に説明義務違反があるのか、が問題となる。

A銀行ないし保険会社が上記の説明義務を果たしていれば、消費者は住宅ローンの借り換えをせず、保険金を請求できたはずである。したがって、消費者はA銀行ないし保険会社の説明義務違反により保険金相当額の損害を被っていることになる。そこで、前回のローンがそのままであれば、今回の被保険者の死亡があっても、ローンが保険により完済しえたという利益を失わせたという損害を与えたとして、不法行為ないし契約締結上の過失を理由に損害賠償請求することができないか、が問題となる。

そこで、説明義務違反の救済方法についても併せて検討する。

## **(2) 団体信用生命保険の仕組みと契約関係**

### **1) 団体信用生命保険の概要**

信用生命保険は、債務者である個人が死亡したときにその債務を返済する生命保険であり、1910年代に信用生命保険を考案した米国のアーサー・J・モリスは、「死後に負債を残すな (No man's debt should live after him)」というスローガンを掲げた。このように、信用生命保険は、死後に負債を残さないための制度として考案され、その後普及発展してきた。それを一定数以上の保険対象を包括して保険契約が締結される形としたものが、団体信用生命保険である。

団体信用生命保険は、さまざまな債務とセットとなりうるが、日本では住宅ローンや消費者ローンとセットで締結されるものが普及している。以下、本件と同じ住宅ローンの場合について説明する。

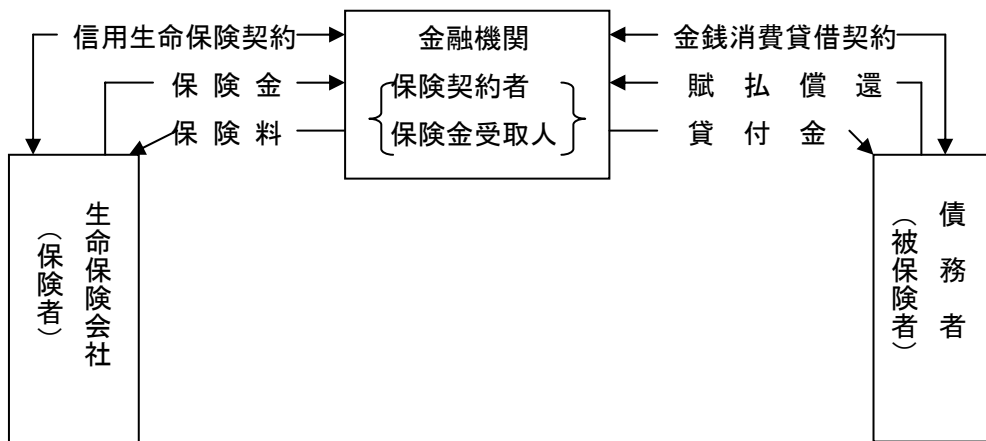
住宅ローンとセットの場合、消費者が金融機関に住宅ローンを申し込むと、金融機関は住宅に対する抵当権設定と団体信用生命保険の被保険者となることの同意を求め、消費者がそれに応じるという経過をたどる。団体信用生命保険は、保険会社が保険者、銀行が保険契約者兼保険金受取人、住宅ローンを借りる消費者が被保険者となるものが基本形であり、本件のような、社団法人全国地方銀行協会（以下、「地銀協」という。）が保険契約者、A銀行が保険金受取人となる4者構造のものはその変形である。団体保険とするために地銀協が加わっているが、銀行と一体的立場ととらえれば、基本形と実質は異なるところは

ない。

基本型では、保険料は、形式的には金融機関が保険会社に支払うが、実質はその分を消費者が、金融機関に保険料分と明示して、あるいは住宅ローン金利に組み込む形で、負担している。被保険者である消費者が死亡すると、そのときのローン残高相当額が保険金として保険会社から金融機関に支払われ、金融機関はそれを住宅ローンに充当する。変形である本件では、地銀協が保険料を支払い、A銀行が住宅ローン残高相当額の保険金を受け取って充当し終了する形のものである。

以下は基本形について説明し、変形については最後に本件に当てはめて検討するときに言及する。

### 団体信用生命保険制度の仕組図（基本形）



## 2) 団体信用生命保険における契約関係

### ア) 保険会社と金融機関の関係

保険会社と金融機関は、保険会社を保険者、金融機関を保険契約者として、当該住宅ローンを借り入れた消費者を被保険者の1人とする団体信用生命保険契約を締結する。金融機関は保険会社に保険料を支払う義務を負い、保険会社は被保険者たる消費者が死亡した場合は住宅ローン残高相当額の保険金を金融機関に支払う義務を負う。

団体信用生命保険契約は、他人の死亡を保険事故とする生命保険であるから、被保険者の同意が必要である（商法674条1項）。金融機関は保険会社に対し、被保険者団体を構成する個々の消費者から、被保険者となることについての同意文書を取得して保険会社に交付することにより、被保険者の同意を伝える。

団体信用生命保険契約は保険契約の一種であるから、保険契約者である金融機関は保険会社に対して告知義務を負う（商法678条1項。約款にも同様の規定が入れられている）。金融機関は、被保険者団体を構成する個々の消費者から、重要事項について記入した告知

書を取得して保険会社に交付することにより、消費者の告知を補助し、かつ自らの告知義務を履行する。

当該金融機関から住宅ローンを借りた債務者が被保険者の団体を構成する。一般に使用されている団体信用生命保険契約約款によれば、保険料は、保険金総額に平均保険料率を乗じた額である。平均保険料率は、団体信用生命保険契約締結当初の時点において各被保険者ごとに通常の保険料を計算して合計しそれを保険金合計で除して求め、その後毎年 1 回この計算をして修正する。このように、団体保険とすることによって保険料計算は簡素化されている。金融機関は、保険金合計額に応じた保険料を支払うことになる。

#### イ) 金融機関と消費者との関係

金融機関と消費者の間では住宅ローン契約が締結される。金融機関は、団体信用生命保険契約を保険会社と締結しているののでこれに新たに被保険者として当該消費者を追加することを消費者に求め、保険会社所定の用紙を用いて、消費者に、被保険者となることの同意文書及び重要事項についての告知文書の作成を得る。

前述の通り、団体信用生命保険の保険料は金融機関が保険会社に支払うが、実質的負担者は消費者であり、消費者は、保険料分を明示して負担するか、住宅ローン金利に含ませて負担している。

団体信用生命保険で消費者死亡時に支払われる保険金を住宅ローンに充当することについては、住宅ローン契約書に明示されている場合（「本債務の弁済に充当するものとします」、「団体信用生命保険に加入することおよびその保険金を住宅ローン残債務に充当することに同意します」など）、その他の文書に記載されている場合（お客様確認シートに「万一の場合、保険金は融資金の返済に充当します」と記載されている例、申込書兼告知書控え裏面の「団体信用生命保険のご説明」に「この保険は、・・・生命保険会社が所定の保険金を銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務の弁済に充当する仕組みの団体保険です」と記載されている例）、文書に記載がない場合など、さまざまであるが、団体信用生命保険契約の性質上、充当に関する文書の有無・記載内容にかかわらず、消費者と金融機関の間には保険金を住宅ローン残債務に充当する合意があると解される。

団体信用生命保険による保険金請求権は、住宅ローン契約との関係では、単なる担保以上のものである。消費者が死亡した場合、金融機関はまず保険金を請求して住宅ローンに充当すべきであり、それをしないで消費者の相続人に請求することや、抵当権を実行することなどができるわけではない。消費者は、まず保険金から充当するよう求めることができる（通説）。

#### ウ) 消費者と保険会社の関係

団体信用生命保険契約においては、住宅ローンを借りた消費者はその被保険者団体を構成する 1 人である。消費者は、承諾して被保険者となり、その場合は被保険者として、保

険会社に対し告知義務を負う。告知は、金融機関から渡される保険会社宛の告知書に記入し、金融機関に渡すという方法で行われる。

### エ) 実質と法律の乖離

金融機関が保険契約者兼保険金受取人、消費者が被保険者となるので以上のような法的関係になるが、経済的実質は、金融機関が住宅ローンを販売する際に、団体信用生命保険をセットで消費者に販売していると評価できるものである。つまり、ここでの金融機関は、保険契約者というよりも、保険募集人的役割を果たしている。被保険者による告知との関係では、金融機関が消費者に告知の用紙を渡し、その記入を得て受け取る行為をしており、保険者の代理人としての告知受領権の有無が問題となってもおかしくないほどの、深いかわりである。

それにもかかわらず、この場合の金融機関には保険募集人の法的義務は課されておらず、その観点からの監督もされていない。金融機関が単なる保険契約者であることを貫くならこれは当然のことであるが、そもそも金融機関を単なる保険契約者と位置づけることが、団体信用生命保険契約の経済的実質から乖離しており、制度上の不備といえる。

団体信用生命保険では、消費者は、保険会社と契約をするわけではなく被保険者としての地位にとどまるものであるが、同時に、保険料の実質的負担者であること、死亡の際に住宅ローン消滅という利益を受けることから、保険契約者兼保険金受取人的立場に立つものであり、現実には、自ら保険契約の当事者となったと誤解する場合も相当あるようである。

### オ) 住宅ローン契約と団体信用生命保険契約の関係

団体信用生命保険契約は、消費者死亡時に住宅ローン債権を保険金で消滅させるためのものであり、保険金額は住宅ローンの残高と定められている。住宅ローンの返済が進むにしたがって保険金額も減少していくことになる。

このように、団体信用生命保険契約と住宅ローン契約とは、きわめて密接な関係を有している。この両者の関係について、一般には、住宅ローン契約が主で団体信用生命保険が従であるとして、前者が解除・無効・弁済等の理由によって消滅したときは後者も終了するが、後者が解除・無効・弁済等の理由によって消滅し、あるいは免責事由に該当して保険金が支払われないときでも前者は終了しない、と説明されている。これに対し、債務者の合理的な意思と、保険料の実質的負担者が消費者であること、信用生命保険は与信者を通じて販売されているという経済的実質を有することから、両者を主従関係にとらえず、いずれの場合も他方は終了するとする見解もある。

### カ) 保険事故発生と住宅ローン債権の消滅時期

保険事故が発生した場合における住宅ローン債権の消滅時期については、考え方が分か



れている。銀行が保険金を受領した時とする見解（条件付債務免除の合意あるいは保険金受領を債務消滅原因とする合意があるなどと説明する。下級審判例にこれを判示するものがある）と、保険金請求権が具体化した時点とする見解（当事者の合理的意思を根拠とする）がある。保険事故が発生したが保険金を請求していない時点での扱いが異なってくる。告知義務違反を理由に解除される場合の説明も異なる。

### **3) 告知義務と契約解除権**

#### **ア) 告知義務の意義**

生命保険契約においては、保険事故発生率の測定にとって重要な事実を保険契約締結時に保険者に告げる義務が、保険契約者及び被保険者に課されている（商法 678 条 1 項）。

生命保険契約のうち死亡保険契約は、被保険者の死亡リスクを保険会社に移転する契約であり、そのリスクの程度に関する基本的情報は被保険者及び保険契約者（以下、「被保険者側」という。）のみが有するから、その情報を被保険者側が保険会社に提供しないと、保険会社は契約するか否か、保険料をいくりにするかを判断できない。そこで、法で告知義務を定め、これらの判断ができるようにしている。

#### **イ) 告知義務違反と契約解除**

被保険者側が、危険測定につき重要な事実について告知しないか不実の告知をすると告知義務違反となり、保険会社は契約を解除できる（商法 678 条 1 項）。

ただし、①重要事実を保険者が知りまたは過失により知らない場合（商法 678 条 1 項但書）、②解除権が一定期間内に行使されなかった場合（商法 678 条 2 項、644 条 2 項）、③保険事故と告知義務違反の対象事実との間に因果関係がない場合（商法 678 条 2 項、645 条 2 項）は、解除できない。

生命保険募集人の告知妨害（重要事項の不告知教唆や、告知書への記載妨害）の場合、生命保険募集人の選任監督についての過失がありその結果重要事実を知りえなかったとして①に該当すると判断されれば、解除できない。

なお、保険会社の解除権の行使期間は、商法の定めによれば 5 年間とされるが、約款の規定により 2 年間に制限されている。

#### **ウ) 団体信用生命保険と告知義務**

上記の通り、生命保険では、保険契約者と被保険者が告知義務を負う（商法 678 条）。これは団体信用生命保険でも同様であり、金融機関と消費者が負うことになる。団体信用生命保険の約款にも同様のことが記載されている。

ただし、すでに述べたとおり、団体信用生命保険の実質を見ると金融機関は保険募集人に近い立場で関与しているので、金融機関が告知義務を負うといっても、通常の保険契約者の告知義務とは相当異なる位置づけとなる。

#### 4) 生命保険の乗り換え勧誘の際の説明義務と住宅ローンの借り換え勧誘

本件は、銀行による住宅ローン借り換え勧誘の事件であるが、生命保険も実質的には乗り換える形となるので、参考までに生命保険の乗り換え勧誘についての規律を整理する。

保険契約者又は被保険者に対して、不利益となる事実を告げずに、乗り換え募集行為（すでにある保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新保険契約の申込みをさせてすでに成立している保険契約を消滅させる行為）をすることは禁止されている（保険業法 300 条 1 項 4 号）。

「不利益となる事実を告げずに」の内容を具体化するものとして、「生命保険会社の業務運営について」という通達で、告げるべき事項が次のとおり具体化されている。

- 「① 既に成立している保険契約（以下、「既契約」という。）を消滅させることに伴い、一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること
- ② 特別配当請求権その他の一定期間の契約継続を条件に発生する配当に関する請求権を失うこととなる場合があること
- ③ 当該契約に係る被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があること」

そのうえで、これらの不利益となる事実を告げた場合は、顧客の確認印を取り付ける等、顧客が当該事実を知った旨十分確認することとされている。

これらは、住宅ローン借り換え勧誘の際に金融機関の従業員が負うべき説明義務の内容に大きく影響を与える事項である。特に、③は理解していないと重大な結果をもたらす事項であり、後に記載するとおり、借り換えを勧誘する金融機関の従業員が説明すべき内容として不可欠と考えられる。その際は、あわせて、健康状態の悪化を正しく告知しないで契約すると、告知義務違反となって保険金が支払われないこととなることも説明すべきであろう。

### (3) 本件における当事者の法的(契約上の)立場

#### 1) A 銀行

(2)の2)に説明したように、本件における団体信用生命保険は、幹事生命保険会社と地銀協との間で締結される、借主を被保険者とする生命保険契約である（地銀協と同協会の会員であるA銀行との間には、制度加盟契約がある。後掲の仕組み図を参照）。保険契約者が被保険者になり、第三者を保険金の受取人とするというものではなく、保険契約の当事者ではない第三者である借主を被保険者とする生命保険契約である。地銀協と保険会社との間に団体信用生命保険の基本契約があり、それに基づいて個別の借主を被保険者とする信用生命保険が締結されることになる。

そして、住宅ローンを与信する金融機関がこのような生命保険をすることが許されるのは、それが債権回収という合理的な根拠に基づくためである。そしてまた、それゆえに、

自分の債権回収の担保のための自己の利益のための契約ではあるが、同時に借主も自分の借金に充当されるという利益を与えるので、第三者のためにする契約という側面もある<sup>(注3)</sup>。また、住宅ローンを与信する金融機関が中心となりながらも、保険会社もこれにより利益を受ける1つの取引として制度設計された制度であり、A銀行と借主の間の消費貸借契約と、A銀行と保険会社の間借主を被保険者とする生命保険契約とは、一体的な関係にある<sup>(注4)</sup>。

## 2) 保険会社

生命保険契約を保険者として保険会社が締結するのは当然である。ただし、保険契約の相手方は、消費者である融資依頼者ではなく、地銀協（A銀行）である。そのため、保険会社の説明義務は契約相手方である地銀協（A銀行）に対しては問題にはならず、誰が融資先である消費者に対して必要な説明をなすべきなのかといった問題を生じる。しかし、住宅ローンを与信する金融機関が中心となった一体的な制度であるとはいえ、保険をめぐる問題については、A銀行と保険会社が、一体的に借主に対する説明についての十分な体制を共同して整えるべきである。

## 3) 消費者

消費者は、A銀行との消費貸借契約の当事者である借主に過ぎず、生命保険契約の契約当事者ではない。借主自身はあくまでも被保険者に過ぎないが、自分について保険をかけることについて了承し、生命保険であるため保険会社に対して告知義務を負担する。

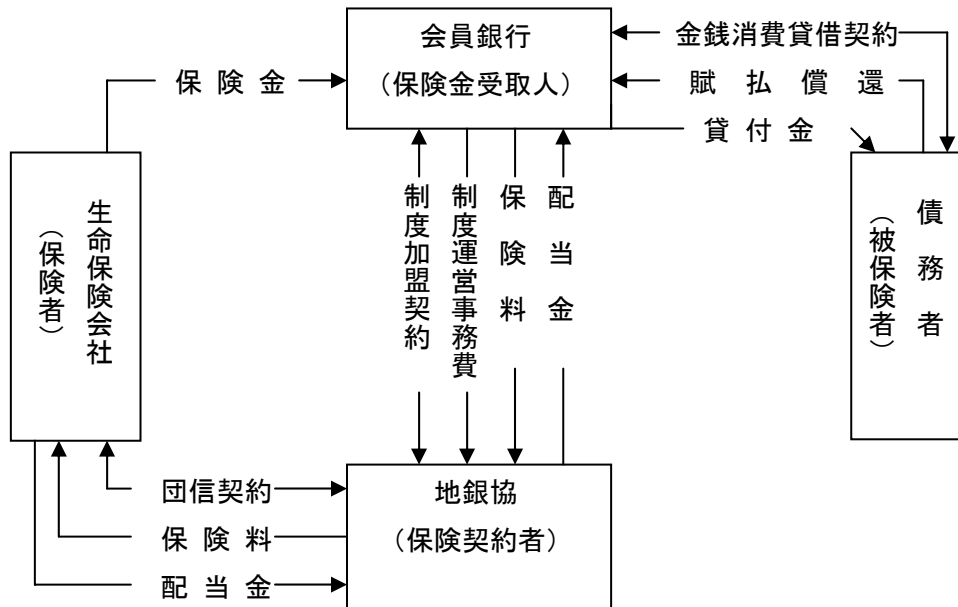
(注3) 興石進「団体信用生命保険」金融・商事判例 1135号 145頁参照。ただし、団体信用保険の保険料は保険契約者である金融機関が支払っているが、その保険料は、借主が支払う「利息」または「保証料」に含まれており、債務者に保険料負担が転嫁されている。

(注4) 金融機関による貸金の実質担保が制度的な中心であり、借主が債務を完済すれば、その後に借主(元借主)が死亡しても、金融機関は保険金請求権を取得しない。また、借主が完済前に死亡した場合にも、保険金の支払いはいくまでも保険金の支払であり借主の債務を代位弁済するものではないが、これによりローン債務は消滅する。その法的説明をどうするかは問題があり、ローン契約において黙示的に、保険金が支払われた場合にはローン債務が消滅するという黙示の特約があるという主張がされている(興石・前掲論文 147頁)。保険契約の成立は与信契約の条件であるとして、信用生命保険が無効である場合には与信契約も効力を失うという主張がされている(神田秀樹「信用生命保険」ジュリスト 962号 73頁)。保険事故発生により保険金が金融機関に支払われる前に、すでに与信契約上の債務は目的到達により消滅しているという考えもある(山下孝之「取引実務からみた生命保険の財産法的側面(2)」NBL253号 35頁)。

また、与信契約が不成立や無効であった場合、解除されたり全額が弁済された場合には、信用生命保険における保険金の額は未返済債務額とされているため、これらの場合には、信用生

命保険は終了するともいわれている(神田・前掲)。

## 本件における団体信用生命保険制度の仕組み



### (4) 事業者の説明義務

#### 1) 保険会社の説明義務

保険会社が、保険契約に際して保険契約者に対して、保険契約の重要事項について説明義務を負うことは当然であるが、本件では、保険契約者は地銀協（A銀行）であり、融資を受ける消費者ではない。そのため、①告知義務をめぐって、その違反の効力、また、②借り換えの場合に、従前の保険は効力を失ってしまうこと——借り換えに特有なデメリット——について、誰が消費者である借主に対して説明義務を負うのか、が問題になる。

確かに、保険会社と地銀協（A銀行）との間の保険契約と、A銀行と消費者である借主との間の消費貸借契約とは別の契約である。しかし、2つが一体となっていれば1つの取引を構成しているので、保険会社と借主との間に契約関係はないが、保険会社の借主に対する信義則上の説明義務を肯定することは不可能ではない。また、借り換えか否かは保険会社の関知するところではないが、保険会社としては、A銀行と共同して借主保護のための制度を整備すべきであり、告知義務をめぐる説明について、借り換えについての特有の問題点ないしリスクを説明した書面を作成し、必要な口頭での説明はA銀行に任せるといった共同体制を整える義務を負うというべきである<sup>(注5)</sup>。

#### 2) A銀行の説明義務

保険会社の説明義務を認めることは、A銀行の説明義務を否定することにつながるものではない。借り換えを勧誘しているのは、正にA銀行であり、消費者である借主が意思決定をする上で重要な事項であり、告知義務をめぐる説明また借り換えをめぐる特有のデメリットの説明をした書面を用意するのは保険会社の義務であるとしても、保険会社とA銀行は1つの制度を共同して運用する者として、借主の利益を図るべき共同の責任があるというべきである（注6）（注7）。

このように、告知義務違反による不利益の説明、また、借り換えに伴う保険関係のデメリットについては、A銀行と保険会社とが共同して借主に対して十分説明がされるべき体制を整え、説明義務を尽くすべき義務を負うものと考えられる。したがって、その違反があった場合に、それをめぐる不利益を保険会社・A銀行側が負担すべきかが決定されるべきであり、その額については借主の与信契約上の債務を消滅させるべきであるが、その不利益につき保険会社とA銀行との内部でどのような負担がされるべきかは、ここでは考える必要はない。

（注5） この点については、これまで判例・学説において議論はないので、本報告書の考えはあくまでも試論にすぎない。

（注6） この点についても、（注5）と同様に試論である。

（注7） そうすると、A銀行は、保険会社の説明義務の履行については代行者であり、かつ、己の説明義務について自ら説明義務を履行しているという両面を有することになる。

## （5）紛争解決に当たっての考え方

### 1）前提となる事実

本件相談事例では、被保険者に対して何度も断られたのに、A銀行がしつこく勧誘をして、被保険者が前回同様に病気について告知することなく自分を被保険者とする団体信用生命保険を改めて締結させて、A銀行から融資の「借り換え」を受けさせた事例である。契約から2年間が過ぎれば保険の利益を受けたのであるが、不幸にも2年を経過する前に、被保険者が死亡してしまったのであり、確かに前回は告知義務に違反しているので、それから2年経過前に死亡していれば保険の利益を享受しえなかったのであるが——、すでに2年を経過して保険の利益を享受できる状態になっていたのであり、その利益を失わせたことになる。

### 2）被害救済のあり方

#### ア）誰が責任を負担すべきか

A銀行が告知をしなくても大丈夫であるとそそのかしたのではないからといって、A銀行の行動として問題がないとはいえない事例である。なぜならば、当初の住宅ローンとは異なり、一度既得権として取得した保険により返還を受けられる利益を、借り換えによっ

て失効させることになるからである。消費者としては、場合によっては、告知をすると団体信用生命保険が受けられずローンを受けられないために、告知をしないでいる可能性もあるものであり、A銀行としてはそのような可能性も考えて、借り換えによりすでにした団体信用生命保険が失効することの説明をすることが好ましいからである。

そして、保険会社側としても、A銀行が借り換えを勧誘して住宅ローンを締結する事例も当然想定しているはずであり、借り換えの事例にも十分対応できる説明書面を用意する必要があることは、すでに述べたとおりである。

ただし、借主も二度にもわたって告知義務違反を行っており、A銀行が特にそそのかしたといった事情がない以上は、借主自身も何らかの不利益を受けることは覚悟しなければならず、全面的にA銀行に告知義務違反による不利益を転嫁することは許されない。借主側が告知義務やその違反による不利益をまったく知らなかったというのは、いかに消費者であるとはいえ看過しえないであろう。その意味で、借り換えに伴いA銀行に説明義務違反があったことをもって、借主のローン債務をある程度免責すべきであるとしても、相当額にとどまるというべきである。

#### イ) A銀行および保険会社の責任の実現

上記のように、A銀行及び保険会社が責任を負うが、しかし全面的な責任まで認めるのは不都合であり、相当程度の額にとどめるべきであるとしても、その結論をどう法的に実現するかが問題として残される。次の2つの考えが可能である<sup>(注8)</sup>。

##### ① A銀行の信義則違反による貸金債権の権利行使制限

まず、A銀行が説明義務違反の責任を負うことにより、信義則上、ローンの支払請求を、相当額につき許されないとすることが考えられる。しかし、これでは、貸金債権はそのまま存続しその行使が制限されるだけであるので、借主側からの被担保債務の消滅を理由とする抵当権の抹消請求を認めることについて難点が残される。

##### ② 不法行為ないし契約締結上の過失による損害賠償債権をA銀行及び保険会社に対して認める

そこで、むしろ、前回のローンがそのままであれば、今回の被保険者の死亡があっても、ローンが保険により完済しえたという利益を失わせたという損害を与えたとして、不法行為ないし契約締結上の過失を理由に損害賠償請求し、これに対して過失相殺を加えるという方法のほうが妥当である。これならば、相殺をした残額を支払うことにより、抵当権を消滅させることができる。

#### 3) 考慮すべき本件特有の事情

本件としては、被保険者が二度にわたって告知義務に違反しているという事実がある。告知をすると住宅ローンが受けられないという事情があるにせよ、この点の非難は免れな

い。先に述べたように、いかに消費者であり、また説明義務が十分尽くされていなかったとしても、一切、借主がローンについて免責を受けるというのは適切ではない。

ただし、A銀行が先の保険が失効するというリスクを説明していたならば、告知をすればローンが受けられなくても、今のままのローンで不都合はなく、借り換えをあきらめるというだけであったはずである。そのため、借主に告知義務違反があるとしても、借り換えの場合には、当初のローンの事例以上に、A銀行・保険会社に対する非難が大きくなるように思われる。

(注8) この二つの方法のうち、第二の考え方、すなわち、過失相殺による損害賠償額の減額は明文(民法722条2項ないし418条)に根拠を置くのに対し、第一の考え方、すなわち、貸金債権の行使が信義則により制限されるとする考え方は、本来全額の請求ができるところを一般条項である信義則(民法1条2項)により減額するものであり、このような減額が許されるかどうかはひとつの問題である。この点からも、第二の考え方のほうが適切であると思われる。

なお、この場合の損害賠償を金融機関と保険会社がどのような割合で負担するかが問題であるが、団体信用生命保険の制度は、金融機関が中心となりながらも、保険会社もこれにより利益を受ける1つの取引として制度設計された制度であり、金融機関と借主の間の消費貸借契約と、金融機関と保険会社の間の借主を被保険者とする生命保険契約とは、一体的な関係にある。すなわち、この二つの契約は、一体となって団体信用生命保険といういわば1つの取引を構成している。

したがって、説明義務違反に基づく損害賠償責任も金融機関と保険会社が一体的として負担すると解すべきである(金融機関も保険会社も消費者に対しては損害全部の責任を負い、後に内部的な負担割合に基づく求償を行う)。

このように、理論的には、金融機関と保険会社は、消費者に対して損害全部の責任を負うが、消費者の側からの実際の対応としては、まず契約の相手方である金融機関の責任を問うことが適切であると考えられる。

そのほか、信用生命保険契約の成立を与信契約の条件とし、告知義務違反により解除されたような場合は別として、信用生命保険契約の効力が失われた場合には、与信契約も効力を失うものとする学説がある(神田・前掲論文74頁)。この考えを発展させれば、告知義務違反で信用生命保険契約が解除されても、金融機関に帰責事由が認められれば、与信契約が無効とされる可能性がある。

しかし、この考えに対しては、保険金請求権が具体化した時点で、賦払債務は目的到達により消滅するという理論には無理があると批判されている(興石進「団体信用保険」金融商事判例1135号147頁)。このように、この学説は、理論的に難点があるのみならず、また、この解決ではオール・オア・ナッシング的な解決しか実現できず、過失相殺のような借主の過失を考慮した柔軟な解決は実現できない難点がある。また、貸し金を無効とはいえ交付しているので、借主は受領額についての不当利得返還義務を負うことになる。

## 5. 消費者トラブル防止のための方策

### (1) 事業者に求められる対応

#### 1) 勧誘および説明資料に関して

団体信用生命保険では、保険会社が保険者、住宅ローンを与信する金融機関が保険契約者兼保険金受取人、消費者が被保険者となるが、すでに指摘したとおり消費者は、①保険料を実質的に負担し、②保険金で住宅ローンを消滅させるという利益を受けるので、保険契約者兼保険金受取人に近い立場であり、住宅ローンとセットで団体信用生命保険を勧誘する金融機関は保険募集人に近い立場であるのが実態である。

そこで、金融機関が行う勧誘の規律や交付すべき説明資料は、その実態を前提とした内容のものとなるべきである。金融機関は、住宅ローン契約を消費者と締結しようとする場合に、保険会社と締結している団体信用生命保険契約に消費者を被保険者として加えようとするのであるから、消費者に対しては、金融機関固有の立場で住宅ローン契約と団体信用生命保険契約の関係を説明すべきであるし、団体信用生命保険契約については、保険会社と共同してそれに関する説明をすべきである。

住宅ローン契約と団体信用生命保険契約の関係については、保険金により住宅ローンが返済されること、保険料相当額を消費者が実質的に負担することとその負担方法および額、それにもかかわらず、保険会社と契約するのは金融機関であり、消費者は保険契約者ではなく単なる被保険者であることなどである。

団体信用生命保険契約については、金融機関が保険会社作成の説明資料を渡して確認する方法をとっており、その記載内容が重要である。

本件より後の平成18年2月、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正され、同年10月までには、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と保険会社が顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）に分類・整理し、顧客に提供すること、「契約概要」・「注意喚起情報」に記載すべき事項の枠組み、及びそれらを記載した書面の記載方法、説明方法等について明確化された。この中で、消費者団体信用生命保険を含む団体保険等について、保険契約者となる金融機関等が、被保険者となる顧客に対して加入勧奨を行う場合は、これらの書面の交付等、保険会社が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置を講じることを明確化している。金融庁は、各保険会社に対し、監督指針の趣旨を踏まえ、消費者に対する適切な情報提供に努めるよう要請した。また、既に「契約概要」・「注意喚起情報」の商品分野ごとの細目について業界ガイドラインを策定している社団法人生命保険協会に対し、消費者団体信用生命保険加入時の被保険者同意の取り方、保険金支払時の遺族等への確認の取り方等を内容とする消費者団体信用生命保険に係る業界ガイドラインを策定し、その周知徹底を図ることを要請した。

上記監督指針改正を受け、平成18年夏以降から用いられている説明資料のうち、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」という表題のページには、〔告知の重要性について〕、〔口



頭でお話しされても告知となりません]、[傷病歴がある場合でもお引受可能なケースがあります]、[保険金をお支払いできないことがあります]、[借り換え融資について] という見出しのもと、各項目の説明が記載されている。

これらは、従来の説明資料よりも消費者に配慮したわかりやすい内容となっているが、[借り換え融資について] の部分はこれでも不十分であり、さらに改善すべきである。

この記載は、「借り換えにより新たな融資をご利用される場合には、借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険から脱退となり、あらためて団体信用生命保険にご加入いただくこととなりますので、借り換え日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方が新たな保障開始日となります。借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はいたしませんので十分にご留意ください。」というものであり、旧団体信用生命保険の効力がなくなることに注意を向けている。

しかし、借り換えの場合には、これに加えて、借り換えによって消費者に不利益となる事実を告げることが重要である。具体的内容では、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」のうち保険の乗り換え募集行為についての記載（Ⅱ-3-3-2（3））が参考になる。そこで顧客に告げるべき事項として掲げているもののうち、「当該契約に係る被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があること」と同様の趣旨がここにも記載され、告げられるべきである。たとえば、「借り換えを勧められている消費者の健康状態の悪化等のため、借り換え後の住宅ローンを返済する団体信用生命保険の被保険者となれない場合があります。その場合に、告知をしないで被保険者となると、保険金が払われないことがあります。このような借り換えをすることは著しい不利益ですから、借り換えはやめましょう。」というような内容である。

## 2) 消費者の理解に関して

そのうえで、保険の乗り換え募集の場合と同様、銀行が顧客にこれらの不利益となる事実を告げた場合は、顧客の確認印を取り付ける等、顧客が当該事実を知った旨十分確認することとすべきであろう。

さらに進んで、銀行は、借り換え融資を勧誘しようとする場合、まず、健康状態の悪化等のために新しく団体信用生命保険の被保険者となることのできない状態であるかを確認し、そのような状態であることを確認できたならば、借り換え融資の勧誘は中止すべきである。

## (2) 法制面の取り組み

### 1) 日本における立法

団体信用生命保険は通常の保険とは著しく異なるものであるが、日本にはこれに関する規定がなく、現状は、前記の通り、規制当局の監督指針と業界団体のガイドラインでこの不備を補う対処をしている。しかし、これらは保険会社のみを直接の対象とするも

のであって、融資を行う金融機関に対するものではなく、限界がある。

団体信用生命保険では、他の団体保険とは異なり、保険契約者は金融機関等の事業者に限られ、その融資業務の一環として被保険者の募集勧誘行為が行われている。つまり、団体信用生命保険契約において、金融機関等は、保険契約者でありながら保険募集人的行為を業として行っているのである。また、消費者は単なる被保険者でしかないが、保険料の実質的な負担者であり、保険金による住宅ローン消滅という、保険金支払いの利益を受ける主体でもあって、保険契約者兼保険金受取人と類似した利害を有する。

このように、団体信用生命保険契約においては、実質と規律が著しく乖離しているのが現状である。そのため、さまざまな解釈上の問題点や、実務上の問題点が発生しているので、立法的手当てが検討されるべきである。

実体面では、与信債権と団体信用生命保険契約との主従関係の有無、与信債権の消滅時期、保険会社から金融機関等に支払われる社員配当金の扱い等が法律で明確になることが望ましい。

行為規制面では、団体信用生命保険の保険契約者となる金融機関等に対し、保険募集人の規律の一定事項を当てはめるべきである。さらに、不利益となる事実を告げずに、乗り換え募集行為（すでにある保険契約を消滅させて新保険契約の申込みをさせ、または新保険契約の申込みをさせてすでに成立している保険契約を消滅させる行為）をすることを禁止する規定（保険業法 300 条 1 項 4 号）の趣旨を広げて、団体信用生命保険の契約者が、不利益となる事実を告げずに、借り換え勧誘行為をすることを禁止すべきである。また、保険契約者である金融機関等の従業員が被保険者に不告知を教唆したような場合、それは保険契約者の団体内部の自治の話であり保険会社は関係ない、とするのではなく（金融庁の「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」（第 5 回：平成 17 年 5 月 26 日(木)）でこの問題点を指摘する意見があった）、保険募集人の告知妨害と同等の規律（これについても明文でさらに明確にすることが望ましい）がなされることが妥当と考えられる。

現在、法務省法制審議会保険法部会において商法の保険に関する規定を 100 年ぶりに改正する作業が進められており、今秋からは保険業法の改正検討も開始し、平成 20 年には保険に関する実体法と監督法が一新される予定である。この機会に、団体信用生命保険について、以上のような立法の手当てがなされることが望ましい。

### **（３）消費者に求められる対応**

すでに住宅ローンを借りていて団体信用生命保険の被保険者となっている消費者は、住宅ローンの借り換えを勧誘された場合は、まずその時点での自分の健康状態を意識すべきである。

## 【参照条文】

### 商法

**第六百四十四条** 保険契約ノ当時保険契約者カ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者カ其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

2 前項ノ解除権ハ保険者カ解除ノ原因ヲ知りタル時ヨリ一个月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス契約ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキ亦同シ

**第六百四十五条** 前条ノ規定ニ依リ保険者カ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

2 保険者ハ危険発生ノ後解除ヲ為シタル場合ニ於テモ損害ヲ填補スル責ニ任セス若シ既ニ保険金額ノ支払ヲ為シタルトキハ其返還ヲ請求スルコトヲ得但保険契約者ニ於テ危険ノ発生カ其告ケ又ハ告ケサリシ事実ニ基カサルコトヲ証明シタルトキハ此限ニ在ラス

**第六百七十四条** 他人ノ死亡ニ因リテ保険金額ノ支払ヲ為スヘキコトヲ定ムル保険契約ニハ其者ノ同意アルコトヲ要ス但被保険者カ保険金額ヲ受取ルヘキ者ナルトキハ此限ニ在ラス

**第六百七十八条** 保険契約ノ当時保険契約者又ハ被保険者カ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者カ其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

2 第六百四十四条第二項及ヒ第六百四十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

### 保険業法

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

**第 300 条** 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

4. 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為

### 民法

(基本原則)

**第 1 条** 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

(過失相殺)

**第 418 条** 債務の不履行に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

(損害賠償の方法及び過失相殺)

**第 722 条** 第 417 条の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

2 被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。